

### 東アジア地域主義と人の移動

渋谷, 淳一 / SHIBUYA, Junichi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

57

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

223

(終了ページ / End Page)

236

(発行年 / Year)

2011-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021098>

# 東アジア地域主義と人の移動

渋谷 淳 一

## はじめに

本稿の目的は、東アジアの地域主義研究において、域内における人の移動の増大が地域主義のプロセスの中でどのように扱われているか論じるものである。

アジア域内での人の移動は1980年代以降各地で活発化している。UNDP（国連開発計画）による2000年前後の推計では、約3500万もの人々がアジア内で移住し、ヨーロッパの約3200万人を上回り、全体の2割を占めている（UNDP 2009: 24）<sup>1</sup>。現在の東アジア単位での人の移動を統計的に把握することは困難であるが、域内の主要な送出し国、受入れ国の統計において、人の移動の東アジア化とでもいうべき傾向を捉えることができる。

こうした東アジアの人の移動の増大は、東アジア共同体構想や、東アジアにおけるFTA（自由貿易地帯）網といった、政府間の地域主義の進展の中で意図されたものではなく、出稼ぎなどの市場の要請や地縁・血縁など越境的な民間ネットワークの拡大など社会的・経済的相互作用の所産として、地域化（Hurrell 1995: 39）が進んでいると考えられる。

政府間協力の外での地域における社会間の統合は、政府間中心主義的な地域主義への見直しを促すものである。それは出入国管理や移住労働者受入れ制度といった問題だけではなく、東アジア規模で人々が交流することで、東アジアの地域主義は市や町や村といった国より小さい単位で東アジアの地域主義を考えることに直面しているといえる。特に、東アジアの人の移動の特徴でもあるが、大規模な非熟練労働者の移住や国際結婚を含む女性の移動の占める割合が多いことは、政府だけでなく、地方政府や企業、そしてともに暮らす地域住民に、なんらかの変化や対応を求めるものであり、重要な意味を持つ。

本稿では概念整理を行った上で、いくつかの東アジア諸国における「人の移動の東アジア化」をみる。特に、日本とタイのケースから考えたい。その上で東アジアの地域主義の中で人の移動の問題が、どのように課題とされ、取り組みが生じているかを概観する。最後に、現状を踏まえ東アジアにおける人の移動において、地域主義が担うべき課題を検討したい。

---

<sup>1</sup> この推計におけるアジアは国連の地域区分に準拠するものである。具体的にはロシア東部を含む北アジア、中東、中央アジア、南アジア、東南アジア、東アジアを包含した地域が当たる。

## 1. 東アジアの形成

本項では東アジアの形成過程について振り返りたい。

### (1) 地域主義の定義

地域主義は、何らかの定義が与えられ始まった運動ではなく、思想や著作といったものにも支えられたものでもない。それゆえ、様々な定義がなされている。本稿では以下のように捉えたい。地域主義における「地域」を、主体間の関係性の束であり、それに対する自他の認識（「われわれ」と「他者」、「ウチ」と「ソト」）が地理的な名称・区分を伴って構成されたものであるとし、地域主義とはそうした「地域」を基盤として地域に所属すると認識する主体がまとまりを形成した状態・プロセス、あるいはそうした意図と考えたい。

「地域」をめぐる議論において、地理的特徴や歴史の共有あるいは民族や宗教などに裏付けられた地域があり、そこに関係性が生まれるとする見解と、一方で、関係性が生まれ、それに見合った地域がつくられるという見解がある。第2次世界大戦後の欧州統合のはじまり以降、紆余曲折を経ながらも長期的なトレンドとなっている地域主義のほとんどにおいて、そこにあらかじめ利用可能な「地域」があったケースは乏しい。多くの地域主義において拡大や再編成の中で「地域」がしばしば「定義/再定義」（大庭 2004: 9）されてきた事を考えると、「地域」が所与の地理的な名称・区分と符合するケースは限られる。たとえば、東南アジア、北アメリカ、南アメリカ等、構成国間に共通性を見出し、歴史の中に淵源を求めることは困難である。欧州においても、多様な民族・文化が存在する。

また特定の所与の地理的な名称・区分に必ずしも地域主義が生じないことや、アジア太平洋、環太平洋など、これまで地理的にも歴史・文化的にも登場しなかった新しい地理的名称が発明されている。実態としては、特定の関係の束がそれに見合う地理的名称を想像してきたと考えるのが適当である。しかしながら、一度できた地域主義がその発展の過程で、しばしば歴史的再発見や伝統の想像を行い、自らの正統化と「われわれ」のアイデンティティを強化が図られることも事実である。

本稿で扱う東アジア地域主義は、少なくともASEAN全加盟国と、日本、中国、韓国を含む領域において展開されたものであり、その端緒は1990年代にある。従来、東アジアというと日本・朝鮮半島・中国を含む漢字圏であったり、国連が用いたモンゴル含める定義など様々であり、厳密に検討されることはなかったといえる。

### (2) ASEAN+3への道

国際社会において東アジアがはじめて問題とされたのは、マレーシア首相マハティールによるEAEG（東アジア経済グループ）・EAEC（東アジア経済協議体）構想の提唱以降であろう。EAEG構想は1990年に提唱され、当時のASEAN加盟国6カ国にインドシナ諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を加えた東南アジアに、日中韓および台湾・香港を包含した領域における

地域経済協力構想であった。この構想は当時設立されたばかりのAPEC（アジア太平洋経済協力）と重複し、かつアメリカ、オセアニア諸国など排除したものであった。これに対してアメリカは反発し、日本やASEAN諸国もアメリカに同調し積極的に賛同しなかった。後年EAECとして非公式外相会議はなされたものの、それ以上の発展を得られなかった。その後のマハティールやシンガポールのリー・クアンユーによるアジア的価値観論争にみられるように、「東アジアの奇跡」（1993年世銀レポート）と呼ばれるほどの経済成長を背景とした、脱アメリカ的、あるいはアジア諸国による地域経済秩序が模索された。これは同時期のNAFTA（北アメリカ自由貿易地帯）の成立、欧州の通貨統合に向けたマーストリヒト条約に対応するものであり、文明観的な対立に止まらない冷戦終焉後の新たな世界秩序をめぐる問題を含んでいることはいうまでもない。

ASEAN+日中韓という枠組みが成立するのは、1997年のアジア通貨危機以降のことである。同年1月の橋本龍太郎首相によるASEAN日本首脳会議の打診に対してのASEANの答えが中国と韓国を加えたASEAN+3の首脳会議開催であった。12月に行われた会議では、7月に生じたアジア通貨危機への対応が課題となった。この間、最も積極的な取り組みは日本にみられ、アジア通貨基金構想を立ち上げた。この構想はアメリカの反発、および中国の日本のリーダーシップに対する難色により頓挫する。だが、この危機に対応するため翌年も会議開催を継続する運びとなり、結局のところ、アジア通貨基金構想にかわる二カ国間で通貨スワップのネットワークである「チェンマイ・イニシアティブ」が合意された。2010年には2カ国間で結ばれた契約を一元化するマルチ化が行われ、東アジアにおいて1200億ドルもの資金を融通することが可能となった。またASEAN+3自体も1997年以降毎年開催され、今日では64の協議体を持つに至っている。このようにして国際社会において東アジア地域主義が制度という実体をもって登場した。

こうした経済協力の流れの中で、東南アジアにおけるAFTA（ASEAN自由貿易地帯）の構築、およびASEANと日中韓3国とのFTA協定が締結され<sup>2</sup>、経済規模においてEU、NAFTAにつぐ世界3位、人口規模においては約21億人という世界最大の地域経済圏が今日形成されるに至った。

### (3) 東アジア地域主義の特徴と問題点

このように東アジア地域主義の深化が進む一方で、「地域」の拡大を伴う遠心力が懸念される。EAVG（東アジアビジョングループ）の提言により、東アジア共同体へ向けASEAN+3の進捗が提言され、東アジアサミットの設立が課題となった。ここで問題となったのは構成国であり、新たにインドとオーストラリア、ニュージーランドが参加することとなった。ASEAN+3のみでの共同体化を懸念するアメリカの牽制、および日本を代表にアメリカへ同調する域内諸国と、ASEAN+3を基盤として考える中国などの域内諸国との間で、方向性の違いが明白に現れている。そうい

<sup>2</sup> 日本・ASEAN間での2カ国間協定（日本・ASEAN包括的経済連携協定）、中国・ASEAN間のASEAN・中国FTA、韓国・ASEAN間の2カ国間協定が整備されることにより、ASEANを経由することで東アジア大でのFTAが構築されることになる。

った意味で東アジア地域主義は、東南アジアおよび日中韓が中核として統合が進む一方で、その「地域」の周縁は不確定であり、ロシアのゲスト参加や、ニューギニアと東ティモールの参加を含めて、「地域」の範囲めぐり対立がはじまっている。また東アジアを含む地域主義や、その内部における地域協力との重複の問題もしばしば指摘される。前者に関してはAPEC、ARF（アジア地域フォーラム）、アジア協力対話、上海条約機構、後者に関してはメコン河地域協力、東北アジア経済圏などである。

東アジアの形成過程をみてきたが、その特徴をいくつか指摘したい。一つ目は、ASEANが中心にあること。二つ目は、一目瞭然であるが、経済問題を中心とした域内諸国の外交が主であること。三つ目は、東アジアの範囲をめぐってASEANおよび日中韓のみとするものから、オセアニアとインドを含むもの、さらにはアメリカやロシアをも含めるものまで、様々なバリエーションがあること。四つ目は、地域独自の秩序を模索する動きと、アメリカなど域外諸国と調和を図ろうとする動きが同居していることである。こうしたことからわかるように、東アジア地域主義がある程度の実態をもって登場し定着する期間において、東アジアの社会間の統合については特に大きな関心が払われていないことである。

内政不干渉を原則とするASEAN内での規範であるASEAN wayの影響力や、交渉の場となったASEANがその形成目的のひとつが各国の国民統合のための安定した地域国際社会の創出であったことから、越境的な性格を持つ一方で、内政問題に還元されることが主であった人の移動の問題が極めて扱いにくい環境であったこともある。

こうしたことが持つ意味は重大である。すなわち東アジア地域主義の出発時点において社会間の統合については射程に入っておらず、かつそれを行うには高いハードルがあったのである。

## 2. 人の移動の東アジア化

今日の東アジア地域主義と人の移動への取り組みを検討する前に、人の移動の東アジア化について検討したい。どの程度の域内での人の移動がなされているのだろうか。しかしながら、越境的な人の移動を把握することは困難を伴う。これまでのところ、東アジア全体の移住者を総合的に把握するシステムは構築されていない。移住者の定義や、センサスにおける外国籍住民の扱い、非正規滞在者のカウントなどは国により様々であり、一定の基準作りがなされないと、地域大で把握することは難しい。ここでは、決して充分ではないがIOM（国際移住機関）とASEANの報告書から全体像を考えてみたい。

### (1) 東アジアと東南アジアにおける国際移動についての状況報告書

表1は東アジアにおける2005年時点の外国籍移住者をIOMが各国の統計をまとめたものの一部である。約900万人程度の外国籍の移住者が東アジアに中・長期的に滞在していると考えられることができる。さらに、多くの統計上でカウントされていない非正規滞在者を含めればより多くの人々が

表1 東アジアにおける外国籍移住者と割合 (2005年)

	人口 (万人)	外国籍移住者 (万人)	外国籍移住者の 割合	海外送金 (百万ドル)	海外送金のGDP に占める割合
ブルネイ	39	12.4	33.2%	—	—
カンボジア	1,436	30.4	2.2%	200	2.8%
中国	132,050	59.6	0.014%	22,492	0.8%
インドネシア	23,162	16.0	0.1%	1,883	0.5%
日本	12,819	204.8	1.6%	1,380	<0.1%
ラオス	585	2.5	0.4%	1	<0.1%
マレーシア	2,712	163.9	6.5%	1,492	1.0%
ミャンマー	4,879	11.7	0.2%	177	—
フィリピン	8,846	37.4	0.5%	14,923	12.8%
韓国	4,845	55.1	1.2%	918	0.1%
シンガポール	454	184.3	42.6%	—	—
タイ	6,282	105.0	1.6%	1,333	0.7%
ベトナム	8,559	2.1	0.0%	4,800	7.9%

出所：Situation Report on International Migration in East and South-East Asiaより筆者作成

滞在していると推測できる。

ブルネイ、カンボジア、日本、マレーシア、韓国、シンガポール、タイが移住者を多く住んでいる。この内、カンボジアを除く6カ国が労働力不足により移住労働者を何らかの形で受け入れている。また海外送金の状況を見ると、多くの域内国家が海外送金を受けており、特に、フィリピン、ベトナムにおいては海外送金がGDP占める割合は大きい。

## (2) ASEAN統計年鑑 (2005年)

次に、東アジアにおける人の移動の概観をみていきたい。表2はASEANが作成したASEAN加盟国への正規入国者数を地域別にわけた統計を、5年ごとに分けてまとめたものである。全体として域内・アジアからの移動が5割以上を占め、増加を遂げている。カンボジア、ラオス、ベトナムといった移行国家もこの例外ではない。1995年の時点で、すでに多くの人の移動が東アジアで生じているのが伺える。

1995年から2004年までの入国者の国籍の割合をみると、ASEANからの移動が多い国は、ブルネイ (89%)、インドネシア (41%)、ラオス (72%)、マレーシア (73%) であり、逆に他のアジアからの移動が多いのがタイ (40%)、ベトナム (47%) である。とくにベトナムは中国からの移動が高い (26%)。一方でミャンマーのみが極端に割合が低い。ミャンマーは民主化の停滞や人権問題により2006年のASEAN議長国辞退に追い込まれたが、ラオスやカンボジアにも遅れをとっており、人の移動においても取り残される傾向にある。

## (3) 移住者受入れ国の状況～日本のケース～

次に、中・長期的な移住者の流れを具体的に検討したい。ここでは主に受入れ国である日本とタイの状況から考察したい。

表2 ASEAN加盟国への入国者数

1995年

	ASEAN内	ASEANを除く	増減	域外	総計	アジアの割合
ブルネイ	—	—	—	—	—	
カンボジア	37,625	111,385	—	70,670	219,680	67.8%
インドネシア	1,705,227	1,209,838	—	1,409,164	4,324,229	67.4%
ラオス	285,302	24,632	—	36,526	346,460	89.5%
マレーシア	5,542,087	1,149,957	—	776,705	7,468,749	89.6%
ミャンマー	11,659	52,632	—	45,482	109,773	58.6%
フィリピン	92,865	774,530	—	892,668	1,760,063	49.3%
シンガポール	2,227,736	2,961,518	—	1,948,001	7,137,255	72.7%
タイ	1,868,122	2,768,371	—	2,315,073	6,951,566	66.7%
ベトナム	23,117	427,440	—	900,739	1,351,296	33.3%

2000年

	ASEAN内	ASEANを除く	増減	域外	総計	アジアの割合
ブルネイ	876,000	38,934		69,159	984,093	93.0%
カンボジア	55,684	87,909	-5,417	322,772	466,365	30.8%
インドネシア	2,054,974	1,399,996	539,905	1,609,247	5,064,217	68.2%
ラオス	528,353	63,336	281,755	145,519	737,208	80.3%
マレーシア	7,182,452	1,428,527	1,918,935	1,660,603	10,271,582	83.8%
ミャンマー	45,169	87,018	67,896	138,478	270,665	48.8%
フィリピン	283,128	844,398	260,131	864,643	1,992,169	56.6%
シンガポール	2,427,668	2,881,312	119,726	2,382,419	7,691,399	69.0%
タイ	2,196,847	4,044,420	1,604,774	3,267,356	9,508,623	65.6%
ベトナム	265,338	1,067,223	882,004	817,539	2,150,100	62.0%

2004年

	ASEAN内	ASEANを除く	増減	域外	総計	アジアの割合
ブルネイ	904,467	37,723	27,256	58,581	1,000,771	93.0%
カンボジア	183,362	367,432	407,201	504,408	1,055,202	30.8%
インドネシア	2,446,038	1,317,270	308,338	1,557,857	5,321,165	68.2%
ラオス	638,747	73,190	120,248	182,869	894,806	80.3%
マレーシア	12,282,347	1,386,315	5,057,683	2,034,744	15,703,406	83.8%
ミャンマー	61,933	84,117	13,863	510,860	656,910	48.8%
フィリピン	149,017	1,103,050	124,541	1,039,285	2,291,352	56.6%
シンガポール	3,099,178	2,930,201	720,399	2,345,715	8,375,094	69.0%
タイ	2,936,673	4,603,422	1,298,828	4,197,318	11,737,413	65.6%
ベトナム	330,410	1,538,806	536,655	1,058,657	2,927,873	62.0%

出所：ASEAN Statistical Yearbook, 2005より，筆者作成。

※「ASEAMを除く」→「ASEANを除くアジアからの入国者」

日本が移住者の受け入れにおいて，変化が生じるのは1985年前後にあたる。それまでは外国人登録者数の多くは今日でいうところの韓国・朝鮮籍を主とした特別永住者であり，1975年では外国人登録者総数約75万人のうち，約65万人が韓国・朝鮮籍である。移住労働者は，先進諸国からのホワイトカラーがほとんどであった。一方で非熟練労働に対応した在留資格は，形式的には，当時から今日まで一貫して設けられていない。

1980年代に入ると，主にフィリピンから興行ビザで渡航する女性が増加した。1984年以降，中国で私費留学や語学研修，親族訪問が認められることで，中国籍の移住者の増加がみられる。こう

したなかで1980年には約78万人であった外国人登録者数が、1988年には約98万人に成長した。

1990年には入管法が改正され、日系人に関しては就労制限がない定住資格の来日が可能となった。また1993年には技能実習制度が開始される。この制度は主にアジア出身者に用いられ、2006年では約9万3000人中、約8万8000人がアジア出身者であり、さらにそのうちの6割を中国人が占めている。この二つの動きの中で外国人登録者数は100万人を越え、1998年には150万人を突破することになる。両制度とも、結果としてはこれまで制限してきた正規の非熟練労働者を市場に供給することになり、当時のバブル経済下にあり労働力不足に瀕した経済界の要望にそったものであり、バブル経済崩壊後は彼らの労働力が日本の製造業の国際競争力を担うことになる。

IT技術者や看護師・介護士といった高度技能労働者の受入れについても活発に議論され、「技術」や「人文知識・国際業務」という在留資格を用いて受け入れが活発化している。約12万人中、約10万人アジア出身者である（2009年）。

また、日本において非正規滞在者は1993年の30万をピークに毎年減少した。取締りの強化と、一部への在留特別許可の適用したことにより9万人台にまで縮小させた。これは後述するタイにおける人の移動と極めて大きなちがいである。

2009年における外国人登録者数は約218万人であり、そのうち約170万人がアジア出身者であった。特別永住者約40万人をのぞいても、アジアからの移住者が半分以上を占めている。またアジアの打ち明けをみると、東アジア出身者が約160万人であり9割以上を構成している。男女比は男66万人に対して、女94万人であり、女性の割合が極めて高い。さらに在留資格をみると、約33万人が永住資格を取得済みであり、また約14万人は「日本人の配偶者等」という国際結婚に関連する在留資格である。このことから強い定住傾向を読み取ることは可能であろう。こうした流れが日本が単純な出稼ぎ受入れ国から、移民国家としての自覚を促すものであり、総務省の『多文化共生推進に関する研究会報告書』に見られるように、移住者を地域社会の構成員、地域の生活者として捉えることが必要とされつつある。

しかしながら、日本のケースが理想的な雛形を提供しているわけではない。技能実習制度はしばしば最低賃金以下で雇用を行う目的で用いられ、研修や企業に課された日本語講習など放置された。さらには、パスポートを取り上げた上での労働の強要、強制帰国や性的暴行など、広範な問題を生じさせた。また、かつては定住化傾向は想定されておらず、日本語習得や生活習慣や医療制度の周知、子どもの教育など、生活者として必要な支援は、財政的な支援が十分出ないままに地方自治体やNGO・市民団体に長らく委ねられてきた。近年、日系人集住地域への国の定住化支援が試みられているが、大系的な政策が形成されたとはいえない。地域によって移住者への対応はかなり差異があり、ノウハウが蓄積された地域とそうでない地域とで、移住者が受けられる支援や社会サービスの質に格差が生じているといえる。

#### (4) 移住者受入れ国の状況～タイのケース～

タイにおける人の移動は、東アジアのサブリージョンにあたるメコン河地域経済協力と極めてり

ンクしている（渋谷 2009）。タイへの移住者が増加する要因は、GMS（大メコン圏）経済協力や2カ国援助により、長期にわたり傷ついたままであったタイとラオス・カンボジア・ベトナム間でのインフラが回復され、経済活動が活発になっていることと、ミャンマーの内戦により東部の少数民族地域から、タイへ安全や職を求め多くの人々がリスクを負いながら越境していることにある。メコン地域において、域内で180万人から400万人というかなり不確定な人の移動が生じており（Caouette et al. 2006 :19）、その多くがタイへ向かうという状況がある。こうしたタイにおける移住労働者は約200～220万人程度と考えられており、彼らの多くは正規の滞在資格と就労許可を得ず、非熟練労働者として働いている。

タイでは、依然として外国人に対する厳しい就業制限があり、正規の就労資格を持っているものほとんどは、外資や多国籍企業の駐在員であるホワイトカラーか、外国語教師をはじめとする専門的な技能を持つ者に限られている。正規の資格で就労する外国人は、日本・中国・イギリス・インドなどからなる約13万人であり、こうした正規の移住労働者は全体の1割に満たない。

したがって、残りの190～210万人は、難民を含む正規・非正規滞在者による不法労働か、後述する登録制度などにより一時的な就労を認められたメコン河流域国であるカンボジア・ラオス・ミャンマーからの外国人である（メコン移民）。ゆえに、最も大きな課題は約200万人の非正規の移住労働者をいかに扱うかということである。

タイでの移住労働者への需要が生じたのは、「東アジアの奇跡」と呼ばれる1980年代以降の急激な経済発展の中で、9%を越える経済成長が続いた時期である。この時期に小学校卒業程度の熟練・半熟練労働者や農業に従事者を中心としたタイ人の海外への出稼ぎがはじまったことで、好景気による労働力需要の増加と出稼ぎに起因する2重の労働力不足が生じることになった。ここで必要とされたのは主にいわゆる3Kと呼ばれる業種であり、農業・林業・漁業や過酷な製造業等の非熟練労働が必要とされた。また、生活が豊かになる中で家政婦への需要も高まった。これに応えたのが、出稼ぎを斡旋するブローカーネットワークを介して入国した域内の人々や難民からなるメコン移民であった。

こうしたメコン移民の存在は長らく黙認されてきたが、1990年代半ば以降、管理へと取り組む転換がなされる。はじめに行われたのは、カンボジア、ラオス、ミャンマーからの非正規の移民労働者に2年程度の期限付きの労働許可を与え、期限終了後に帰国を促す登録制度であった。この試みは1996年にはじまるが、当時は登録人数に制限があり、アジア通貨危機の中で登録制度の仕組みもたびたび変更され、包括的なものではなかった。だが、2004年に登録制度が刷新され、人数制限も取り払われ、同時に一時滞在IDカードを発給する制度となる。なお、これは労働者に限らず、子どもや高齢者など全てのカンボジア、ラオス、ミャンマーからの非正規移住者が対象とされ、タイにおける非正規移住者の全体を把握しようとする初めての試みであったといえる。ここでは約130万人が登録した（表3）。

また、労働許可だけでなく、滞在の正規化にも取り組みがなされている。2006年よりメコン移民のタイ国内での国籍証明が行われ、申請者にはカンボジア・ラオス・ミャンマーの各政府より一

表3 IDカード登録者数

	2004	2006	2007	2009-2010	total
カンボジア	183,541	29,195	1,624	124,902	339,262
ラオス	179,887	22,848	690	111,039	314,464
ミャンマー	921,429	168,849	9,683	1,079,991	2,179,952
総計	1,284,857	220,892	11,997	1,315,932	2,833,678

出所：メコン移民ネットワークの資料をもとに筆者作成。

時的なパスポートや身分証明書が発行された。これは最終的にタイ政府より滞在許可と労働許可を発給する制度である。多くのメコン移民はパスポートを所持していないため、必要となる手続きである。2004年以降の登録制度では2年間の就労が認められるが、国籍証明がなされれば最長4年間の労働と滞在が可能となる。さらに帰国後3年を経過すれば、再びタイで就労することが可能となっている。

タイへの移民の特徴として上げられることは、全体に占める移住労働を行う女性の割合の高さである。2008年のタイ登録制度における労働許可証の発行数を見ると、ラオス人では男性5802人に対して女性6998人、カンボジア人では男性7803人に対して女性5011人、ミャンマーでは男性22万5089人に対して女性22万1578人と、大きな差が見られない。業種においても、タイ語に近いラーオ語を話すラオス人女性を除けば、家政婦労働の割合は2割弱程度であり、農業や漁業や建設業といった男性と変わらない業種に就労している。

また、こうした統計には現れないトラフィッキングを視野に入れると、女性の割合はさらに高いものとなる。性産業、花嫁の売買や強制結婚、違法養子、物乞い、強制的な3K労働・家政婦労働など様々なトラフィッキングが行われており（高松 2006）、その形態から女性が主なターゲットとなっていることが伺える。

女性の移動は受入れ国社会で出産を伴う場合もある。不法入国者やパスポートを持たないケースにおいては出身国への届出が難しく、多くの無国籍の子どもたちを生じさせる結果となっている。タイ教育省によると、国籍を持たない山岳民族の子どもたちを含め、26万人の無国籍の就学年齢者がいるが、学校に通っているのはわずか6万人であるとしている（山田 2009b）。

また重大な問題として、非正規移民労働者への雇い主や警察などによる不当な要求や恐喝そして暴力にさらされていることが上げられる。元来、タイ社会における移住者へ対応は、制度的な諸問題を抱えるものの、深刻な差別や排外主義を含むものではない。しかし、在留資格や解雇を口実した賄賂や賃金不払い、無償労働などがしばしば聞かれる。また国境付近の密入国への取り締まりもしばしば死者をだすなど、行き過ぎた面がある<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 2008年にはラノン県でトラックのコンテナに詰め込まれた54人が窒息死して発見された事件や、2010年には北部ターク県で密入国者とみられる男女8名が射殺体で見つかった事件、同年ラノン県で密入国者を乗せたピックアップトラックにタイ軍が発砲し大人1名子ども2名が殺害され男女5名が重軽傷を負う事件が生じた。

以上みてきたように、タイにおいて、これまでの非正規移住労働者を正規化し、周辺のカンボジア・ラオス・ミャンマーのとの間に正規手続きによる出稼ぎルートを作ることが主要な問題となっており、ブローカーネットワークの存在<sup>4</sup>や雇用者や警察による不当な仕打ちなど正規化へは様々な課題がある。またタイにおいても移住者に占める女性の割合は多く、トラフィッキングの被害者を含む。また一部では移民第2世の問題が生じており、政府はより関心を広げて移住者の問題に取り組むことが必要となっている。

### 3. 東アジア地域主義の人の移動への取り組み

一部の東アジアの受入れ国の状況をみてきたが、かなりの深度と速度で人の移動が進展している。そうした東アジアの人の移動は、東アジア地域主義の中で課題となるのであろうか。

#### (1) ASEAN+3の取り組み

アジア通貨危機の後、小康を得た東アジア地域主義では、社会的な問題に対する言及がなされるようになった。それはASEAN+3における2001年のEAVG（東アジア・ビジョン・グループ）による提言以降である。EAVGは1999年のASEAN+3において韓国金大中大統領によって提案された会議で、域内各国から2名選出され東アジアの将来の可能性について議論がなされた。この報告書では、社会、文化および教育における協力の項が設けられ、「社会的正義や人間の安全保障の価値を支持し、東アジアに居住するすべての人々の生活を改善するために域内全般にわたるイニシアチブをとる。」、「それぞれの社会に影響を与えている様々な形態での不平等や偏見について監視し、取り組む。」、「広範な社会交流や域内協力に資するための制度化されたメカニズムとして、政府及び非政府の多様な部門を代表する人々から構成される東アジアフォーラムを設立する。」といったことが提案された。

翌年の官僚レベルでEAVG提言を吟味したEASG（東アジア・スタディ・グループ）の中でも、「東アジアのシンクタンクネットワークを構築する。」、「東アジアフォーラムを設立する。」、「市民参加および社会問題への取り組みにおける官民の連携を奨励するために、政策の形成や調整においてNGO等と協同する。」が残った。これを受けて2002年のASEAN+3では日本の小泉純一郎首相より人の交流に関する有識者会議が提案され、人の交流・人の育成促進に関するASEAN+3有識者会合が設けられた。この会合において、非熟練労働者の受入れの問題や訓練生交換プログラムの改善などが話し合われた。しかしながら、こうしたテーマにおいて中心にあるのは域内の人材育成や

---

<sup>4</sup> 正規手続きは高額であり、安価なブローカーネットワークが選ばれることが多いという。具体的には、労働許可証の申請に関しては毎年3800パーツ（約8400円）を要し、これはタイの最低賃金が1日151パーツ～206パーツであるから、高額な出費といえる。また、国籍確認においてもさらに約6000～7000パーツ（約1万8000円から2万円1000円）程度の費用が設定されている。また、ビザ発行にも手数料が生じる。

留学生の増加、専門家や有識者の交流であり、本稿で扱ってきたような、すでに生じている域内の移住者への問題とは距離があった。

## (2) ASEANの取り組み

一方、ASEANでは2003年のASEAN第2 協和宣言により、共同体形成へと舵が取られる。ここで安全保障、経済、そして社会・文化の3つの軸がつくられ、社会間の統合も対象となった。そして2007年にはASEAN憲章が作成され、これまで積極的な取り組みがなされてこなかった人権について深く言及し、その14条でASEAN人権機構の設置を約束したことで大きな注目を集めた。この時、ASEAN首脳会議は有識者による賢人会議を設置し、憲章案の作成に当たらせた。賢人会議は民間研究機関やNGOなどからの提言を受け、彼らを会合などに招き議論を行い、その成果をもって憲章の原案をつくりあげた。

ASEAN憲章は、ASEANの原則や規範をはじめ成文化したものであり、2015年に創設されるとするASEAN共同体の骨格をなすものである。賢人会議の原案は旧態然とした内政不干渉主義を乗り越え、停滞した地域統合を活性化させ、再び求心力を獲得する意図があった。

こうしたプロセスの中で移住労働者の権利の保護が賢人会議の憲章原案に盛り込まれた。この背景としてはフィリピンやインドネシアのような移民送出国として、積極的に移民を擁護してきたことや、受入れ国マレーシアやシンガポールでも移民をめぐる問題を長期に扱ってきており、移民問題に対する関心と一定の共通理解があったのではないかと考える。

原案では、憲章の冒頭のASEANの目的を記した部分に「不利な部門や移住労働者の十分な可能性と効果的な参加を推進し、訓練や、マイクロファイナンス（小規模融資）や、情報システムへの彼らのアクセスを増加させる」（The Eminent Persons Group On The ASEAN Charter 2006: 27）という項が設けられた。

しかし、加盟国政府高官からなる上級作業部会では、この移住者をめぐる項は削られ、他の点においてもかなり後退した憲章となった。これは受入れ国側の反発があったものだと考えられ、ASEANの内政不干渉主義の壁が厚いことを知らしめる事となった。

憲章に盛り込まれなかったが、こうした動きが弱まったわけではなかった。同年に、移民労働者の権利の保護と増進に関するASEAN宣言が出された。この中で、受入れ国には、移住労働者の人権と尊厳を保護すること、受入国社会と移住労働者が調和と寛容を達成すること、賃金や労働条件の面で移住労働者に対する公平な扱いや促進などを求めた。送出国にも移住労働以外の雇用機会の創出や、悪質なブローカーを排除し、合法的な移住労働のシステムを確立することなどが求められた。またASEAN移住労働者委員会の設置を促すことにも成功している。

このように一進一退の状況にあるが、着実に地域主義の課題として位置付けられつつある。

#### 4. まとめ

以上、東アジア地域主義と人の移動についてみてきたが、東アジアをひとつの「地域」とした人の移動が早くも1990年代に展開し浸透したのに対して、地域主義の人の移動へのコミットはまだほんの数年であり、ようやく議論を行う場が整った段階であるといえる。

現時点での到達を評価する一方で、人の移動の東アジア化に見合った社会制度の構築へと急ぎ向かう必要がある。現在の近隣の経済的に豊かな国への非熟練労働力および国際結婚に関連する移動は、域内の歴然とした経済格差の中で長期的に続く流れであると考えられ、特にFTA網の整備により域内の関税が極めて低い水準で抑えられることは、企業より人の移動を促すことになるかもしれない。

こうした状況の中の、ひとつのゴールとして、域内国家を「移民国」としての自覚を促すことが重要である。「移民国」とは以下のような6点からなる定義が試みられている（宮島 2007: 254-256）。

- ・定住する移民を想定した在留資格を備えていること。
- ・裁量によらない国籍取得手続き（権利帰化）を認めていること。
- ・国土内で出生した事実にもとづく何らかの権利が制度かされていること
- ・重国籍など複数の所属に寛容であること
- ・多少とも包括的な統合政策が行われていること。
- ・文化的なタームでよりも「所属の意志」によって定義される「国民」観念を持っていること。

これまでの先進国の歴史を振り返ると、移住労働者をあくまで期間を区切った出稼ぎとして捉え、（受入れ国の）言語支援など統合政策なしに定住化、移民第2世化が進んでしまったケースがある。こうした場合、再就職の難しさや、家族の地域社会からの孤立、子どもの教育の欠如など、様々な問題が生じてしまう。また明確な長期戦略の上に移住労働者を位置付けることは、受入れ国社会にとって不可欠な存在であり、しばしば不当に評価されがちな彼らの地域社会における立場を強化し、受入れ国住民の意識を変えることにもつながる。

このような「移民国」の基準は、現在の東アジアの国々の現状とは異なるものである。しかし、近年の日本や韓国の取り組みの一部はこれに沿うものであり、タイにおける移住労働者や難民の規模と傾向は、より一層の在留資格の整備や何らかの統合政策が必要であるといえる。

こうした移住者の地域社会に位置付け、権利を保護するという議論は、伝統的な近代国民国家の規範に由来するものではなく、すでに述べたような戦略的な決断として理解されるか、欧米の経験をもとに醸成された国際規範の中に求められるものである。

そうした意味で地域主義が負うべき役割は、以上のような議論を先導し、移住者をめぐる規範の形成を行うことであろう。そのためには東アジアという規模で人の移動をより深く理解するための、研究体制の構築や、実態を把握するための域内における統計調査の統一、そしてすでに移住者支援を行っているNGO等との協力関係など、まずは東アジアの人の移動に関する情報のセンターとなることが重要であると考えられる。

## 参考文献

- ADB (2009) Ninth Meeting of GMS Working Group on Human Resource Development, ADB (Retrieved September 1, 2010, <http://www.adb.org/gms/sector-activities/hrd.asp>).
- ASEAN (2006) ASEAN Statistical Yearbook, 2005, ASEAN
- 浅見 靖仁 (2003) 「国際労働力移動問題とタイ——研究動向と今後の課題」大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』2003-530号, 1月, 22-43頁。
- Caouette, T., Sciortino, R., Guest, P. & Feinstein, A. (2006) Labor Migration in the Greater Mekong Sub-region, ASIA PACIFIC MIGRATION RESEARCH NETWORK (Retrieved September 1, 2010, [http://apmrn.anu.edu.au/regional\\_members/LaborMigration%20in%20GMS.pdf](http://apmrn.anu.edu.au/regional_members/LaborMigration%20in%20GMS.pdf)).
- THE EMINENT PERSONS GROUP ON THE ASEAN CHARTER (2006) REPORT OF THE EMINENT PERSONS GROUP ON THE ASEAN CHARTER, ASEAN (Retrieved September 1, 2010, <http://www.aseansec.org/19247.pdf>).
- Huguet, Jerrold W. Punpuing, Sureeporn (2005) International Migration in Thailand, International Organization for Migration Regional Office Bangkok (Retrieved September 1, 2010, [http://www.childtrafficking.com/Docs/iom\\_2005\\_international\\_migration\\_in\\_thailand\\_15.pdf](http://www.childtrafficking.com/Docs/iom_2005_international_migration_in_thailand_15.pdf)).
- International Organization for Migration (2008) Situation Report on International Migration in East and South-East Asia, International Organization for Migration, Regional Office for Southeast Asia
- 五十嵐成一 (2009) 「東南アジアの新しい地域秩序とトランスナショナルな市民社会の地平」日本国際政治学会編『国際政治』2009-158号, 12月, 89-103頁。
- 石田正美 編 (2006) 『大メコン圏経済協力 実現する3つの経済回廊』アジア経済研究所。
- 石田正美 編 (2010) 『メコン地域 国境経済をみる』アジア経済研究所。
- 伊藤路子 (2010) 「タイにおける移民労働者管理とその課題」石田正美 編『メコン地域 国境経済をみる』アジア経済研究所, 3-48頁。
- 岩崎育夫 (2009) 『アジア政治とは何か』中央公論新社
- 権香淑 (2004) 「タイの人身取引に関する法的状況」『外国の立法』2004-220号, 5月, 135-142頁。
- 久保忠行 (2009) 「タイ難民政策—ビルマ (ミャンマー) 難民への対応から—」『タイ研究』2009-9号, 7月, 79-97頁。
- 黒柳米司 (2005) 『アジア地域秩序とASEANの挑戦』明石書店。
- 宮島喬 (2007) 『共に生きられる日本へ 外国人施策とその課題』有斐閣選書
- 宮島喬 (2009) 「ヨーロッパ移民とアジアの移民—グローバル化と2つの様相—」『歴史評論』2009-713号, 9月, 4-16頁。
- Mekong Institute (2009) Labor Migrant Management, Mekong institute (Retrieved September 1, 2010, [http://www.mekonginstitute.org/index.php?option=com\\_wrapper&view=wrapper&Itemid=167](http://www.mekonginstitute.org/index.php?option=com_wrapper&view=wrapper&Itemid=167)).
- 野津隆志 (2010) 「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因—サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より—」『タイ研究』2010, 10号, 7月, 1-16頁。
- 大庭三枝 (2004) 『アジア太平洋地域形成への道程』ミネルヴァ書房。

- クウィンパン・プリーチャ 著, 田村隆吾 訳 (2005) 「タイへの国境を越える移動—ビルマ, ラオス, カンボジアからの労働移民に対する政策とその実践」神戸大学社会学研究会編『社会雑誌』2005-22号, 3月, 22-35頁。
- 芝原真紀 (2009) 「【タイ】人身取引禁止法の施行」『外国の立法』2009-239-2号, 5月, 24-25頁。
- 渋谷淳一 (2009) 「メコン河流域と人の移動」『歴史評論』2009年-713号, 9月, 57-68頁。
- 重富真一 (2001) 『アジア国家とNGO 15カ国の比較』明石書店。
- 高松郷子 (2006) 「大メコン川流域地域 (GMS) における人身取引」, 国際基督教大学ジェンダー研究センター編, 『ジェンダー&セクシャリティ』国際基督教大学ジェンダー研究センター, 43-64頁。
- United Nations Development Programme (2009) Human Development Report 2009 (Retrieved January 28, 2011, <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2009/>)
- 山田美和 (2009a) 「それは ‘移民禍’ なのか」 (Retrieved September 1, 2010, [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\\_report/pdf/0907\\_yamadamiwa.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/0907_yamadamiwa.pdf)).
- 山田美和 (2009b) 「紙飛行機に夢をのせて—タイにおける無国籍の子どもたち—」 (Retrieved September 1, 2010, [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\\_report/pdf/0907\\_yamadamiwa.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/0907_yamadamiwa.pdf)).
- 山田美和 (2009c) 「人身取引問題に対するタイの法的枠組みにかんする1考察—ミャンマーからタイへの人口流入を背景として—」『アジア経済』2009年-50号, 8月, 29-61頁。
- 山影進 編 (2001) 『転換期のASEAN 新たな課題への朝鮮』国際問題研究所。
- 山影進 編 (2003) 『東アジア地域主義と日本の外交』国際問題研究所。

## ウェブサイト

- ADB Greater Mekong Subregion : <http://www.adb.org/gms>
- ASEAN : <http://www.aseansec.org>
- 中国国家统计局 : <http://www.stats.gov.cn>
- IMF : <http://www.imf.org>
- MAP Foundation : <http://www.mapfoundationcm.org>
- Mekong Institute : <http://www.mekonginstitute.org>
- Mekong Migration Network : <http://www.mekongmigration.org>
- 日本入国管理局 : <http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>
- タイ国家経済社会開発委員会事務局 : <http://www.nesdb.go.th>
- タイ国家統計局 : <http://web.nso.go.th>
- タイ観光スポーツ省観光開発局 : <http://www.tourism.go.th>